

**第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画の
策定に向けて
～子どもたちの笑顔輝くまちプラン～**

令和 6 年 11 月 20 日

こども家庭部こども施策企画課

1 子ども・子育て支援事業計画とは

【子ども・子育て支援事業計画】

各自治体は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を一期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。



区では、

- ・単に法定計画として策定するのではなく、区の総合計画である「みどりの風吹くまちビジョン」の子ども分野に関連した個別計画として位置づけ
- ・国が定める法定事業の需給計画に加え、区が実施する子ども・子育て支援施策を網羅的に掲載
- ・こども基本法に基づく「市町村こども計画」など、他の法令に基づく計画を包含

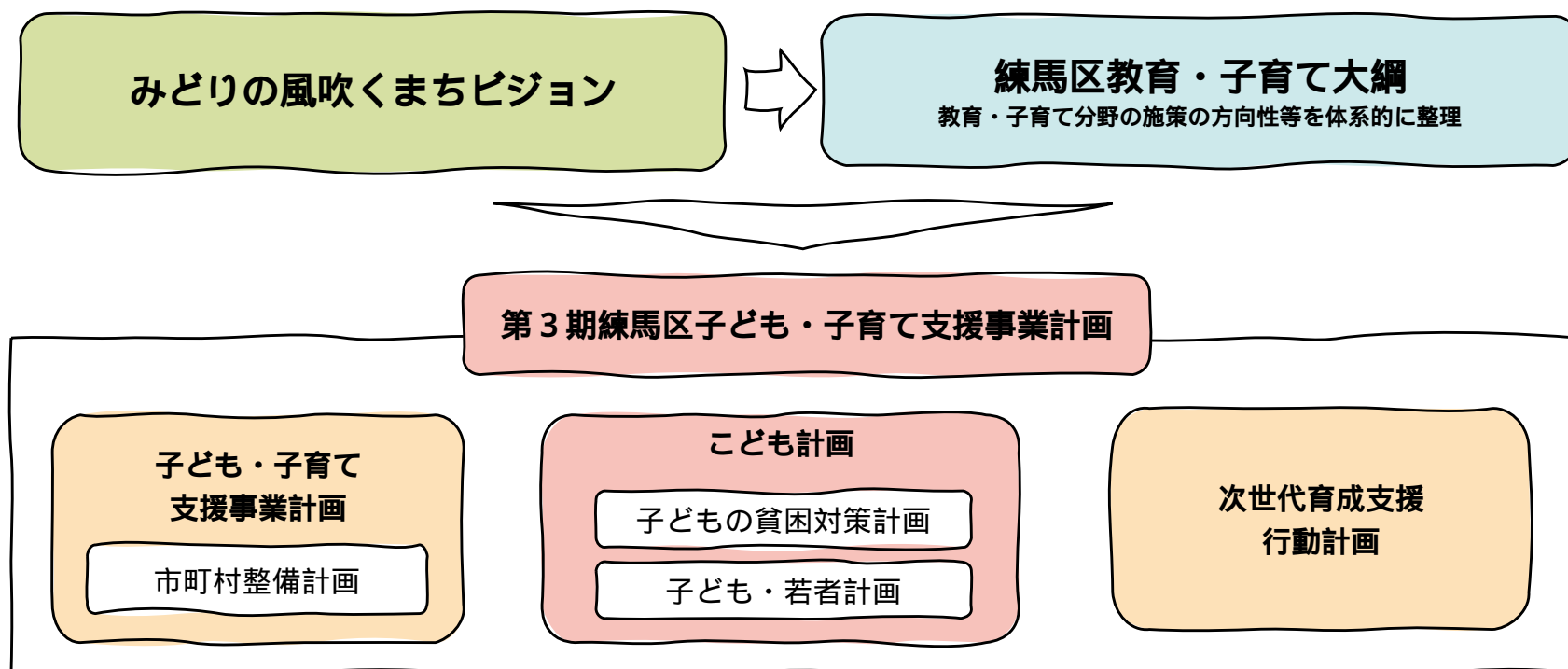
第3期計画では令和7～11年度までの5か年計画を策定

2 計画の基本的な考え方

【計画の目的】

区の総合計画「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の施策の柱である「子どもたちの笑顔輝くまち」の実現に向けて、今後の子ども・子育て支援施策の具体的な事業計画を明らかにする

【計画の位置づけ】



その他、子ども・子育てに関連する計画との整合を図る（地域福祉計画、健康づくりサポートプランなど）

3 区を取り巻く状況

大江戸線の延伸、西武新宿線の連続立体交差化など今後も発展し人口増加

子どもの数が減る一方で共働き家庭が増加し保育ニーズは増加傾向

子どもが1歳になるまでは男女ともに育児休業を取得する家庭が増加

支援を必要とする子どもや家庭に係る問題が多様化・複雑化



これまでの成果や課題、社会状況の変化等を踏まえた施策の充実・発展が必要

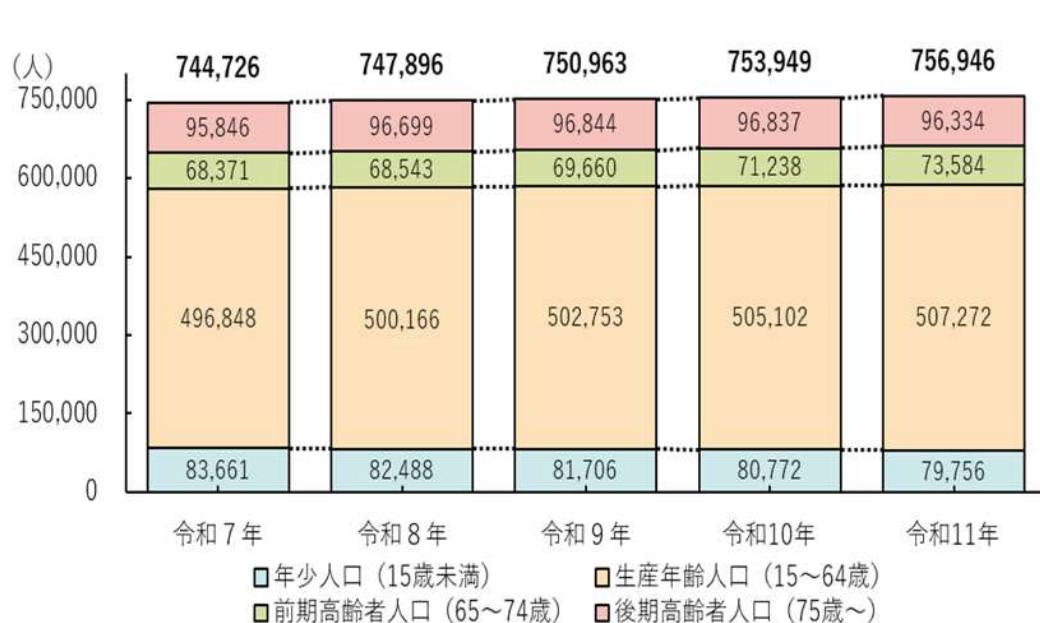
3 区を取り巻く状況

【総人口および年代別児童人口の推計（令和7年～11年）】

総人口は増加し、年齢区分別では年少人口は減少していく一方、高齢者人口が増加

- ・ 0～5歳の就学前児童人口および6～11歳の小学生児童人口は減少傾向が続く

< 総人口 >



< 年代別児童人口 >



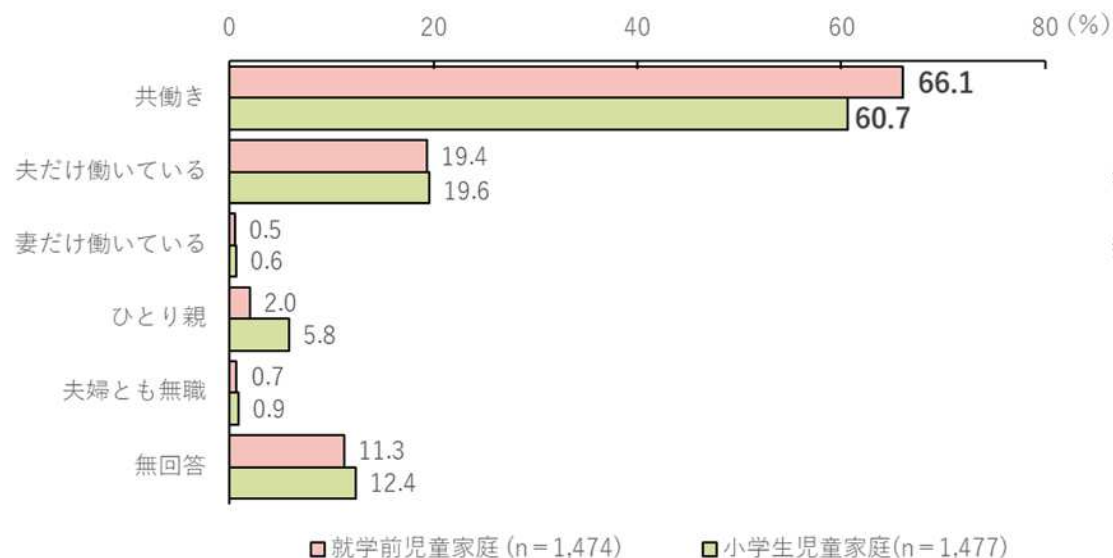
資料：住民基本台帳（外国人登録数含む）（各年4月1日現在）を基にコーホート要因法により推計

3 区を取り巻く状況

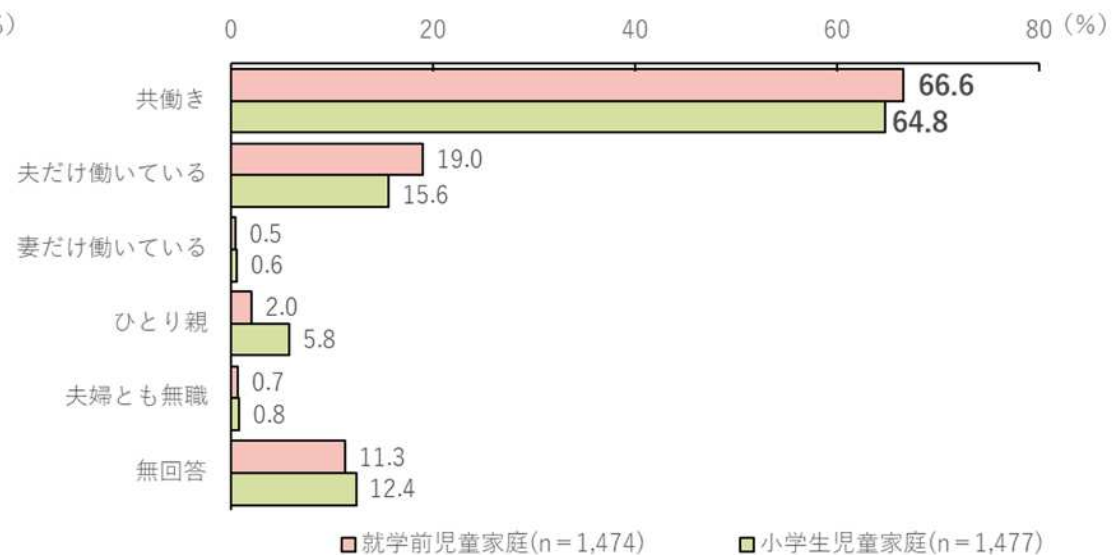
【区の子育て世帯の就労状況】

- ・現在の就労状況は、就学前児童家庭および小学生児童家庭ともに60%以上が共働き家庭
- ・将来の就労意向を反映した場合、就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、共働きが増加

< 現在の就労状況 >



< 将来の就労意向 >



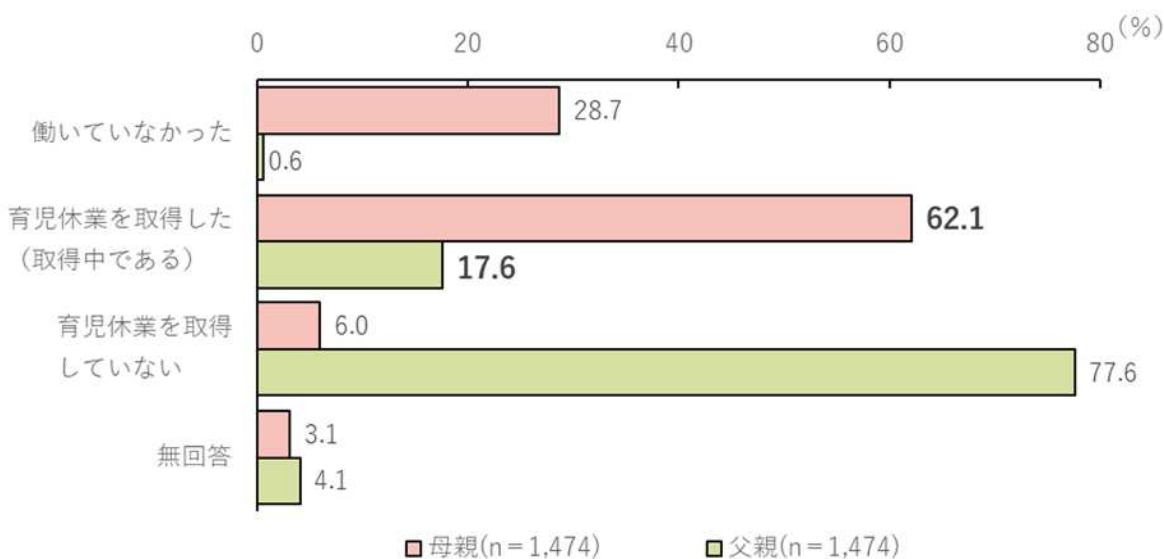
資料：第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書（令和6年3月）

3 区を取り巻く状況

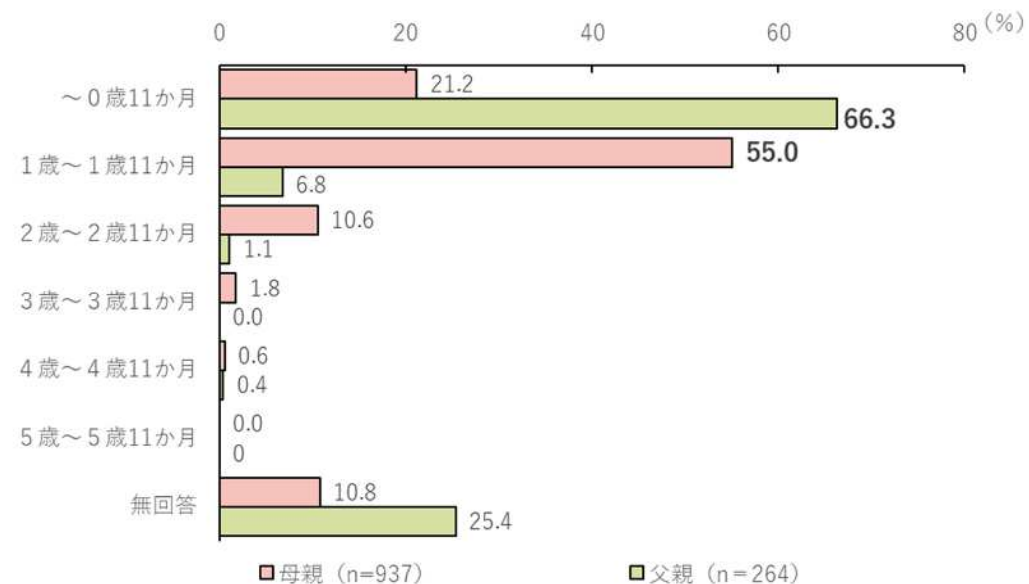
【育児休業の取得状況】

- ・母親の62.1%が育児休業を取得しており、取得期間で最も多いのは1歳から1歳11か月まで
- ・育児休業を取得した父親は17.6%で、近年、増加傾向

< 育児休業の取得の有無 >



< 育児休業の取得期間 >



資料：第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書（令和6年3月）

4 区のこれまでの主な取組

保育所待機児童ゼロを達成



練馬こども園の拡大



実施園数
 平成28年度 13園 ▶ 令和6年度 26園

ねりっこクラブの拡大



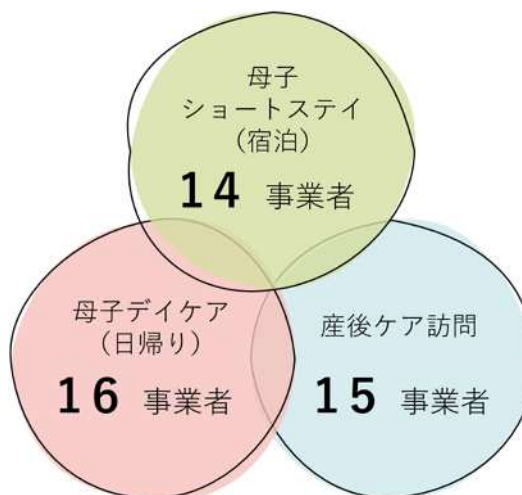
実施校数
 平成28年度 3校 ▶ 令和6年度 59校

練馬こどもカフェの拡大



実施店舗数
 令和元年度 2店舗 ▶ 令和6年度 10店舗

産後ケア事業の充実



都区連携による児童相談体制の強化

都区連携に舵を切る区が増加!

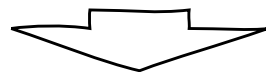


5 取組の視点と方向性

共働き家庭の増加や育児休業制度の浸透など、社会情勢は大きく変化
これまでの施策を更に充実・発展するとともに、人口推計や地域事情、区民ニーズ等
を踏まえながら、新たな課題に対応

基本目標

安心して子どもを産み育てられ、
子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます



基本方針

子どもと子育て家庭の支援の充実

子どもの教育・保育の充実

子どもの居場所と成長環境の充実

支援が必要な子どもや家庭への取組の充実

妊娠・出産期～

乳児～幼児期

学齢期～若者

全年代

6 子ども・子育て支援施策の具体的な展開

子どもと子育て家庭の支援の充実

- ・核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境は多様化
- ・妊娠・出産・子育て期は、不安感や孤立感を抱えやすい傾向

妊娠～子育て期まで切れ目なく身近な場所で相談ができ、安心して出産・子育てできる環境の更なる充実と、よりきめ細やかなサポートが必要

妊娠期や出産後の子育てを応援

産後ケア事業、多胎児家庭へのサポート など

切れ目のない相談支援

2か月児相談、1歳児子育て相談の充実 など

子育て情報をいつでもどこでも簡単に

ねりま子育て応援アプリ、ねりますくすくアプリ など

6 子ども・子育て支援施策の具体的な展開

子どもの教育・保育の充実

- ・待機児童ゼロを継続していくとともに、保育サービスを担う人材を安定的に確保しながら、保育水準を維持向上していくことが重要
- ・親子で気軽に交流できる場や、一時的に子どもを預けられるサービスなどの充実が必要

様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現

教育・保育サービスをより使いやすく

保育サービスの充実、練馬こども園の拡充、延長保育事業、
保育士の人材確保・育成事業、保育施設を対象にした巡回支援や研修 など

家庭で楽しく子育てをするために

子育てのひろば、練馬こどもカフェ、一時預かり事業、
家事や育児に関する講座等の実施（男性向けも） など

6 子ども・子育て支援施策の具体的な展開

子どもの居場所と成長環境の充実

- ・地域・事業者・区の協働により、すべての子どもが安全かつ充実した放課後等を過ごすことができる環境の整備が必要
- ・家庭・養育環境に課題がある子どもや、ひきこもり状態等自立への支援が必要な若者に対する相談・支援の強化が必要

引き続き、学齢期の子どもや若者の居場所を充実

子どもが安心できる居場所づくり

ねりっこクラブの全区立小学校での実施、
ひろば事業や児童館など放課後の居場所の充実 など

子どもや若者の育成・自立を支援

子ども議会、青少年の健全で安心な社会環境づくりと非行防止事業、
情報教育推進事業、若者自立支援事業（若者サポートステーション） など

6 子ども・子育て支援施策の具体的な展開

支援が必要な子どもや家庭への取組の充実

- ・ 発達に心配のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが増加
- ・ 増加する生活保護受給世帯や、相対的貧困率の高いひとり親家庭等の自立に向けたきめ細かな支援が必要
- ・ 18歳を超えても困難な事情を抱える子ども・若者への支援が必要

子どもや家庭に寄り添ったきめ細やかな支援を充実・強化

支援が必要な子どもの成長に寄り添う

保育園・幼稚園・小中学校などにおける障害児・医療的ケア児への支援、
障害児一時預かり事業 など

養育環境に課題のある家庭や子どもの幸せのために

ヤングケアラーへの支援、ひとり親家庭への支援、
児童相談体制「練馬区モデル」の強化 など

7 法定事業の年度別需給計画

【年度別需給計画】

「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」について、各年度の「量の見込み」（どのくらいのニーズがあるか）と「確保方策」（ニーズに対してどのくらいの量を確保するのか）を定める。

昨年度実施したニーズ調査やこれまでの事業実績を踏まえて算定（現在精査中）

【法定事業】

（1）教育・保育

認定区分	年齢区分	どのような場合に該当するか	施設種別
1号認定	3～5歳	就学前の子どもで主に幼稚園を利用する場合	幼稚園
2号認定	3～5歳		
3号認定	0歳	就学前の子どもで保育が必要な場合	認可保育所、地域型保育事業など
	1、2歳		

7 法定事業の年度別需給計画

(2) 地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業

...通常の保育時間外に子どもを保育する事業

病児・病後児保育事業

...保育所などに通う子どもを、病気の回復期で集団保育が難しい期間などに一時的に保育する事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

...保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設を巡回

利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー等）

...子育て相談に対応し、必要に応じ他の専門機関へ橋渡しを行う

地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）

...0～3歳の乳幼児とその保護者等のための遊び場

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）

...通園していない0歳6か月～2歳までの児童を、月一定時間保育施設等で定期的に預かる事業

一時預かり事業

...保護者がリフレッシュしたい時など、理由を問わず子どもを一時的に預かる事業

ファミリーサポートセンター事業

...有償ボランティアが子どもを1対1で預かる事業

妊婦健康診査

...妊婦健康診査受診票などを交付し、費用の一部を公費負担

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

...生後4か月までの子どもがいる全世帯を助産師等が訪問する事業

養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

...相談員が訪問し、育児不安の解消など専門的相談支援を行う事業
ネットワーク機関間の連携強化などの取組を実施

子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

...保護者が出産、入院などで子どもの養育ができない場合に、施設等で短期間一時保育する事業

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

...保護者の就労等により、放課後等に保育が必要な児童を預かる事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業

...子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対して、副食材料費の補足給付を行う事業

産後ケア事業

...助産師のいる施設で母子ショートステイや母子デイケア、助産師が自宅を訪問する産後ケア訪問が受けられる事業

妊婦等包括相談支援事業

...「妊婦面談」や「こんにちは赤ちゃん訪問」など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行う事業

子育て世帯訪問支援事業

...支援が必要と判断された家庭にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴や家事、子育て等の支援を実施する事業

親子関係形成支援事業

...児童との関わり方や子育ての悩み等を抱える保護者とその児童に対して、講義やグループワーク、情報交換の場を設ける事業